

平成 29 年 6 月 22 日
病院局市立海浜病院事務局
電話 277-7161

千葉市政記者担当者 様

千葉市立海浜病院心臓血管外科死亡事案の損害賠償について

平成 27 年 4 月から 6 月の市立海浜病院心臓血管外科の患者死亡事例について、千葉市立海浜病院心臓血管外科手術調査委員会からの調査報告書（平成 28 年 5 月）を踏まえ、賠償責任の有無について検討を行ったところ、全症例に手術手技に関する医療過誤はないものの、一部の症例で説明義務違反（手術リスクについての事前説明が不十分）があったことを認め、過去の裁判例に基づく損害賠償をすることとなりましたので、お知らせします。

1 損害賠償の内容

2 件 計 400 万円（※ご遺族へ支払済み）

【内訳】 100 万円（1 件）、300 万円（1 件）

<その他の損害賠償の交渉等の状況>

平成 27 年 4 月から 6 月の市立海浜病院心臓血管外科の患者死亡事例（全 8 件）における今回の賠償 2 件を除く残りの 6 件のうち、3 件については現在賠償額等の交渉中で、3 件については手術適応、リスク説明、手技に問題がないため賠償は行いません。

2 損害賠償の考え方及び過去の類似判例

別紙資料のとおり